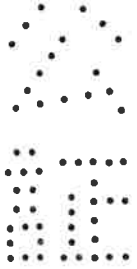


一般財団法人3S Support Foundation定款

謄 本



令和8年2月3日 作 成

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 この法人は、一般財団法人3S Support Foundationと称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

### (目 的)

第3条 本法人は、Spark（挑戦の芽生え）・Shine（努力の深化）・Smile（成長の成果）という三つの“S”を理念とし、年齢、競技、文化分野を問わず、未来に向けて努力し成長を目指す人々、とりわけ青少年の挑戦と継続的な努力を支援することを目的とする。

その目的を達成するため、本法人は以下の事業を行う。

1. スポーツ、文化、芸術、音楽等の分野において努力する青少年および個人・団体に対する支援事業（大会・発表機会の創出、活動継続支援、育成支援を含む）
2. 技術向上および人材育成を目的とした講評型確認会、研修会、発表会、大会等の企画・運営および支援事業
3. 努力・成果・将来性を評価した奨学金、助成金、支援金等の給付またはそれに準ずる支援事業
4. 地域社会、スポーツ団体、文化団体、教育機関、企業等と連携し、公益性の高い支援モデルを構築・推進する事業
5. 青少年の健全育成、挑戦機会の確保、継続的成長の重要性についての普及・啓発活動
6. 前各号の目的を達成するために必要な調査、研究、情報発信および付帯関連する一切の事業

## 第2章 資産及び会計

(財産の拠出)

第4条 設立者の氏名、住所及び拠出をする財産及びその価額は以下の通りとする。

設立者の住所 神奈川県鎌倉市雪ノ下三丁目7番24号

設立者の氏名 アドラー 千波

財産 金銭

価額 金300万円

(基本財産)

第5条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産とする。

② 基本財産は、次の各号をもって構成する。

1 設立に際し設立者が拠出した財産

2 設立後基本財産として寄付された財産

3 設立後理事会の決議により基本財産に繰り入れられた財産

③ その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書その他法令で定める書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

② 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

1 事業報告

2 事業報告の附属明細書

3 貸借対照表

- 4 損益計算書（活動計算書）
  - 5 貸借対照表及び損益計算書（活動計算書）の附属明細書
  - 6 財産目録
- ② 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- ③ 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- 1 監査報告
  - 2 理事及び監事並びに評議員の名簿
  - 3 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
  - 4 運営組織及び事業活動に関する重要な事項について記載した書類その他法令で定める書類

（剰余金）

第9条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

### 第3章 評議員

（評議員の定数）

第10条 この法人に評議員3名以上を置く。

（評議員の選任及び解任）

第11条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議により行う。

- ② 評議員は、この法人の理事又は監事を兼ねることができない。

（評議員の任期）

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- ② 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- ③ 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

#### 第4章 評議員会

##### (構成)

第13条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

##### (権限)

第14条 評議員会は、次の事項について決議する。

- 1 理事及び監事の選任又は解任
- 2 理事及び監事の報酬等の額
- 3 評議員に対する報酬等の支給の基準
- 4 貸借対照表及び損益計算書（活動計算書）の承認
- 5 定款の変更
- 6 残余財産の処分
- 7 基本財産の処分又は除外の承認
- 8 その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

##### (開催)

第15条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

##### (招集及び省略)

第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- ② 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示し

て、評議員会の招集を請求することができる。

- ③ 評議員全員の同意がある時は、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。
- ④ 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、当該提案について決議に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

#### (決議)

第17条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- ② 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
  - 1 監事の解任
  - 2 評議員に対する報酬等の支給の基準
  - 3 定款の変更
  - 4 基本財産の処分又は除外の承認
  - 5 その他法令で定められた事項

#### (議事録)

第18条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- ② 議長は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

#### (役員の設定)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

- 1 理事 3名以上
- 2 監事 1名以上
- ② 理事のうち1名を代表理事とする。

- ③ 代表理事以外の理事のうち、3名以内を業務執行理事とすることができる。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- ② 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- ② 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- ③ 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度ごとに4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- ② 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- ② 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- ③ 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- ④ 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- 1 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- 2 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(役員報酬等)

第25条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(役員等の法人に対する責任の免除)

第26条 当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第198条において準用する第111条の行為に関する役員（役員であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

(非業務執行理事等の法人に対する責任の限定)

第27条 当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する第115条の規定により、理事（業務執行理事又は当法人の使用人でないものに限る。）及び監事との間に、同法第198条において準用する第111条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

## 第6章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権 限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- 1 この法人の業務執行の決定
- 2 理事の職務の執行の監督
- 3 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- 4 評議員会の日時、場所及び目的である事項等の決定

(招 集)

第30条 理事会は、代表理事が招集する。

- ② 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決 議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- ② 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- ② 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第33条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- ② 前項の規定は、この定款の第3条及び第11条についても適用する。

(解 散)

第34条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第35条 この法人が公益認定を取得している場合、当該公益認定の取消しの処分を受けたとき又は合併により法人が消滅するとき（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第20号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第36条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第8章 公告の方法

(公告の方法)

第37条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

## 第9章 情報公開等

(情報公開等)

第38条 この法人は、公益目的事業の質の向上を図るため、運営体制の充実を図るとともに、財務に関する情報の開示その他の運営における透明性の向上を図るものとする。

## 第10章 附 則

### (事務局)

第39条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

- ② 事務局には、事務局長、次長、職員を置くことができる。
- ③ 事務局長及び次長の任免は、理事会の決議により行う。

### (設立時の役員等)

第40条 この法人の設立時評議員、設立時理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時評議員	アドラー・リチャード・マサシ
設立時評議員	柴田 翔太
設立時評議員	木村 道哉
設立時理事	アドラー 千波
設立時理事	鈴木 隆司
設立時理事	緒方 健太
設立時監事	鈴木 洋行

### (設立時の代表理事)

第41条 この法人の設立時代表理事は、設立時理事の互選によって定めるものとする。

### (最初の事業年度)

第42条 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から令和8年12月31日までとする。

### (定款に定めのない事項)

第43条 この定款に定めのない事項については、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令の定めるところによる。

以上、一般財団法人3S Support Foundationを設立のため、設立者アドラー千波の定款作成代理人である司法書士小松勇太は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和8年2月3日

設 立 者 神奈川県鎌倉市雪ノ下三丁目7番24号  
アドラー 千波

上記設立者の定款作成代理人

東京都武蔵野市吉祥寺南町一丁目18番7号  
司法書士 小松 勇太

電小司  
子松法  
署名勇書  
名太士

# 同一の情報の提供

提供の日付： 2026年3月4日

公証人： 01390013 花沢剛男



所属法務局： 東京法務局

公証役場： 武蔵野公証役場

東京都武蔵野市吉祥寺本町2丁目5番11号

請求対象の登簿管理番号： 26-0139001302001797

請求対象の文書種別： 電磁的記録の認証

請求対象の認証日： 2026年3月4日

請求対象の処理公証人： 01390013 花沢剛男

所属法務局： 東京法務局

公証役場： 武蔵野公証役場

東京都武蔵野市吉祥寺本町2丁目5番11号

## 認証文

これは、保存された電磁的記録に記録された情報と同一であることを証する。